

鳴門市地域公共交通維持改善に向けた調査業務仕様書

1. 委託業務の名称

鳴門市地域公共交通維持改善に向けた調査業務

2. 業務目的

本市では、令和5年2月に策定した「鳴門市地域公共交通計画」に基づき、多様なニーズに適応したサービスの提供と利用促進に基づく持続可能な公共交通ネットワークの実現に向け、各種事業を展開している。

本業務は、鳴門市における公共交通空白地域等の移動課題を解消に向け、最適な交通手段の導入に向けた実践的な調査を行い、公共交通利用者及び事業者の実情を深く理解した「新たな運行モデル」を設計するとともに、実証運行に向けた具体的な準備・伴走支援を行うことを目的とする。

3. 業務区域

対象区域は、鳴門市全域とする。

4. 業務の期間

契約締結日の翌日から 令和9年2月15日まで

5. 予算上限額

金11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 前提条件

本業務は、国土交通省所管「令和8年度『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消タイプ）」の補助金を活用し実施する事業のため、当該補助金の趣旨に則り、事業を実施すること。

7. 業務内容

本業務の詳細については、次のとおりとする。ただし、業務目的を達成するために必要と思われる事項を示したものであり、受注者の企画提案により受注者と協議の上、調整することがある。

(1) 既存交通、交通空白地域等の現状分析

各種統計データや交通事業者の乗降実績等を用い、公共交通の利用実態を可視化するとともに、既存のバス路線等から一定距離以上離れた地域や、高齢化率の高い地域を抽出し、対策優先エリアを特定すること。

なお、実施にあたっては、国土交通省「地域公共交通計画のアップデートガイダンス（契約締結時点における最新版を参照すること。）」に掲げられる診断手法に基づき実施すること。

(2) 対策優先エリアにおける移動ニーズの精緻化

対策優先エリア（3か所程度を想定）において、住民の移動目的（通院、買い物、余暇等）、時間帯、目的地、頻度を調査（アンケート調査）するとともに、住民説明会等を通じ、単なる数値ではない「生の声」を収集し、優先課題を明確化すること。

(3) 地域の交通事業者との「共創」による「新たな運行モデル」の策定

(1)及び(2)を踏まえ、対策優先エリアごとに基本的な運行条件（運行エリア、運行計画、運賃・料金体系、決済方法、車両、予約方法、財政負担、将来的な維持可能性など）を整理し、「新たな運行モデル」の具現化を行うこと。

なお、具現化にあたっては、地域の交通事業者に対し、乗務員不足の実態、採算ライン、既存路線・営業への影響、「新たな運行モデル」への参画条件（事務負担軽減等）などを詳細に聞き取り、聞き取り内容を可能な限り反映すること。

(4) 制度導入・運行開始に向けた合意形成支援、広報戦略の立案（伴走支援）

道路運送法に基づく諸手続き（4条、21条、78・79条等）や、警察・道路管理者等との事前協議に係る資料作成支援を行うほか、「鳴門市地域公共交通活性化協議会」等の運営支援（資料作成、説明、助言）にも取り組むこと。

あわせて、実証運行期間中の利用を促すための広報戦略の立案を行うこと。

(5) 独自提案の実施

本業務の目的をより効果的に達成するため、上記項目以外に本市の地域特性や実現可能性を考慮した公共交通の維持・発展に資する企画・提案を行うこと。

8. データの提供

本業務を履行するに当たり、可能な限り、発注者が保有するデータを受注者に提供する。

また、路線バスのGTFSデータ（公共交通データフォーマット）については、オープンデータとして公表しているため、必要に応じて利用可能。そのほか、本業務に必要な資料は、発注者と受注者が協議し、収集する。